

令和6年度 口腔保健推進事業報告書



令和7年5月

那覇市保健所健康増進課 口腔保健支援センター

目次

1 口腔保健支援センター運営事業	・・・P1
(1) 口腔保健の周知啓発のための取組	
ア SNSによる情報配信	
(2) 歯科相談	
(3) 市民の歯と口の健康づくりの推進に関する連携協定	
2 歯科疾患予防事業	・・・P1～2
(1) むし歯予防に関する取組	
ア むし歯予防講演会	
イ 出前講座	
(2) 歯周病予防に関する取組	
ア 歯周病検診未受診者への受診勧奨はがきの送付	
3 食育推進等口腔機能維持向上事業	・・・P2～3
(1) 小児に対する食べる機能の発達に関する取組	
ア かみかみ講演会	
イ 出前講座	
(2) 高齢者の口腔機能の維持向上に関する取組	
ア オーラルフレイル予防講演会	
イ 出前講座	
4 「健康なは21（第2次）」歯・口腔の健康の実績	・・・P3
(1) 3歳児むし歯有病者率の減少	
(2) 小学生のむし歯有病者率の減少	
(3) 中学生のむし歯有病者率の減少	
(4) 12歳児一人平均むし歯数の減少	
5 令和7年度口腔機能維持向上事業計画（案）	・・・P4
(1) 口腔保健支援センター運営事業	
(2) 歯科疾患予防事業	
(3) 食育推進等口腔機能維持向上事業	
6 那覇市保健医療審議会健康増進歯科口腔保健分科会	・・・P4～8
(1) 次第	
(2) 議事概要	
7 参考	・・・P9～16
(1) 令和6年度口腔保健推進事業実施要領	
(2) 口腔保健支援センター設置要綱	
(3) 歯科口腔保健の推進に関する法律	
(4) 那覇市保健医療審議会規則、健康増進歯科口腔保健分科会委員名簿	

1 口腔保健支援センター運営事業

(1) 周知啓発のための取組

ア 口腔保健支援センター公式LINE アカウントの作成

毎月8日に歯・口腔の健康についての情報を配信

LINE 登録者数：3月末時点で185人

配信内容

配信日	4月8日	5月8日	6月8日	7月8日
テーマ	歯ブラシの交換っていつするの？	歯科健診受けてますか？	6月は歯とお口の健康週間	歯みがき剤の使い方
配信日	8月8日	9月8日	10月8日	11月8日
テーマ	清涼飲料水を飲みすぎると危険が・・・！	口腔機能低下症を知っていますか？	笑顔のために糸を使いましょう！	11月は歯がんじゅう月間
配信日	12月8日	1月8日	2月8日	3月8日
テーマ	舌みがき	歯周病検診	じょうぶな歯をつくる栄養素	離乳期の水分摂取機能の発達

(2) 歯科相談：35件

乳歯のケア：8、食べる機能の発達：4、入れ歯：3、歯並び：2

歯の萌出：2、舌小帯：1、口臭：1、照会・その他：14

(3) 市民の歯と口の健康づくりの推進に関する連携協定

口腔保健の推進に寄与することを目的に、本市、公益社団法人南部地区歯科医師会、株式会社ロッテとの三者で連携協定を締結

2 歯科疾患予防事業

(1) むし歯予防に関する取組

ア むし歯予防講演会（保健所で開催）

開催日	6/20（木）	10/17（木）	2/15（土）
参加人数	4人	10人	4人

イ むし歯予防出前講座

	開催日	開催団体	対象者	参加人数
1	6/4	つどいの広場わくわく	利用者	3
2	6/14	ハイブリッドママ インターナショナルスクール沖縄	園児	27
3	6/21	地域子育て支援センターうえばるーむ	利用者	8
4	7/24	地域子育て支援センターなんくる家	利用者	10

ウ 成人の歯やお口の健康出前講座

	開催日	開催団体	対象者	参加人数
1	9/20	那覇家庭裁判所	職員	22

(2) 歯周病検診未受診者への受診勧奨はがきの送付

本市では年度年齢 20、30、40、50、60、70 歳に対して歯周病検診を実施しており、令和 6 年 8 月末時点の未受診者約 23,000 人に受診勧奨はがきを送付した。

年度	対象者数	受診者数	受診率	年齢別受診者数					
				20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
令和 2 年	16,221	81	0.50%	—	—	24	18	16	23
令和 3 年	16,979	93	0.55%	—	—	30	24	24	15
令和 4 年	17,138	583	3.40%	—	—	123	123	156	181
令和 5 年	17,206	561	3.26%	—	—	119	151	140	151
令和 6 年	23,294	628	2.70%	46	77	99	144	124	138

3 食育推進等口腔機能維持向上事業

(1) 小児の食べる機能の発達に関する取組

ア かみかみ講演会（保健所で開催）

開催日	5/16(木)	7/18(木)	9/19(木)	11/21(木)	1/23 (木)	3/15 (土)
参加人数	7 人	16 人	22 人	11 人	19 人	14 人

イ 乳児のお口についての出前講座

	開催日	開催団体	対象者	参加人数
1	10/3	小禄児童館	利用者	8
2	10/18	子ども発達支援センター	利用者の保護者	6
3	11/1	地域子育て支援センターすまいる	利用者の保護者	12 組
4	11/15	古波蔵児童館	利用者	2 組
5	1/24	地域子育て支援センターていーら	利用者の保護者	8

(2) 高齢者の口腔機能維持向上に関する取組

ア オーラルフレイル予防講演会（保健所で開催）

開催日	12/21(土)
参加人数	4 人

イ オーラルフレイル予防出前講座

	開催日	開催団体	対象者	参加人数
1	4/12	地域包括支援センター城西	介護予防事業参加者	12
2	6/5	健康体操サークルがんじゅう会	会員	19
3	6/13	デイサービス vivi まわし	利用者	40
4	7/19	地域包括支援センター安謝	介護予防事業参加者	18
5	11/1	地域包括支援センター小祿	介護予防事業参加者	13
6	11/14	地域包括支援センター新都心	介護予防事業参加者	10
7	11/15	地域包括支援センター石嶺	介護予防事業参加者	10
8	11/19	地域包括支援センター松島	介護予防事業参加者	10
9	11/28	地域包括支援センター松川	介護予防事業参加者	10
10	12/5	地域包括支援センターかなぐすく	介護予防事業参加者	11
11	12/19	地域包括支援センター小祿	木曜サークル参加者	10

4 「健康なは21（第2次）」歯・口腔の健康の実績

(1) 3歳児むし歯有病者率の減少

策定時（平成25年度）：29%

目標値（令和6年度）：18%未満

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
24.5%	21.2%	20.0%	18.5%	17.9%	15.5%	12.6%

※令和2年度、3年度は4歳未満のむし歯有病者率 出典：乳幼児健康診査報告書

(2) 小学生のむし歯有病者率の減少

策定時（平成25年度）：66.5%

目標値（令和6年度）：55%未満

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
59.5%	58.0%	56.9%	54.2%	52.1%	49.9%	49.5%	45.6%

出典：学校保健統計

(3) 中学生のむし歯有病者率の減少

策定時（平成25年度）：64.9%

目標値（令和6年度）：55%未満→47%未満（R1中間評価で見直し）

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
51.6%	49.8%	48.0%	47.1%	46.1%	43.2%	40.2%	41.3%

出典：学校保健統計

(4) 12歳児一人平均むし歯数の減少

策定時（平成25年度）：1.84本

目標値（令和6年度）：1.0本未満

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1.35本	1.26本	1.21本	1.23本	1.16本	1.002本	0.84本	0.98本

出典：学校保健統計

5 令和7年度口腔保健推進事業計画（案）

（1）口腔保健支援センター運営事業

ア 口腔保健支援センター公式LINE アカウントから情報の配信（毎月8日）

イ 歯科相談

ウ 周知・啓発のためのチラシ・ポスターの配布

（2）歯科疾患予防事業

ア むし歯予防講演会（保健所で開催）

開催予定日	6/19（木）	12/18（木）	2/19（木）
-------	---------	----------	---------

イ 出前講座

ウ 歯周病検診未受診者への受診勧奨はがきの送付

（3）食育推進等口腔機能維持向上事業

ア かみかみ講演会（保健所で開催）

開催予定日	5/22(木)	7/24(木)	9/25(木)	11/27(木)	1/22(木)	3/28(土)
-------	---------	---------	---------	----------	---------	---------

イ こどもロトレ講演会（仮称）

開催予定日	10/16（木）
-------	----------

ウ オーラルフレイル予防講演会（保健所で開催）

開催予定日	8/30（土）
-------	---------

ウ 出前講座

6 那覇市保健医療審議会健康増進歯科口腔保健分科会

（1）日時 令和7年3月27日（木）15：30～17：00

（2）場所 那覇市保健所3階 大会議室

（3）次第

1. 開会

2. 分科会長選出

3. 報告

（1）「健康なは21（第2次）」歯・口腔の健康の実績について

4. 議事

（1）令和6年度口腔保健推進事業の取組について

（2）令和7年度口腔保健推進事業計画（案）について

5. 意見交換

6. 事務連絡

7. 閉会

（4）議事概要

4.議事

（1）令和6年度口腔保健推進事業の取組について

委員) 令和 6 年 3 歳児むし歯の実績は出ていないのか。

事務局) 小児保健協会が毎年 6 月頃発表予定。

委員) 口腔保健支援センターLINE アカウントに登録した人には広報は行くが、高齢者などは難しい状況にある。どのように広報しているのか。

事務局) 次年度から地域包括支援センターや老人憩いの家等に紙ベースでの情報提供・配布を検討する。

委員) 令和 6 年度歯周病検診の受診率が低下しているが、考えられる要因は何か。

事務局) 県民性かもしれないが 2 月 3 月に受診者数が上がる傾向にある。

司会) 歯周病検診を受診する医療機関、施設等は、手挙げ方式か。

事務局) 以前は南部地区歯科医師会の会員のみの手挙げ方式でやっていたが、市民の立場では会員と非会員の医療機関の区別がつかないので、会員以外の医療機関にも手挙げ方式で登録している。

司会) 対象が 70 歳までだが、それ以上の高齢に対する健診はどのようになっているか。

事務局) 後期高齢者に対しては、広域連合が 75～79 歳までを対象に「ハイサイ歯科検診」を実施している。

委員) むし歯予防講演会やかみかみ講演会、オーラルフレイル予防講演会の募集人数は何人か。

事務局) 人数制限は設けていない。むし歯予防講演会、かみかみ講演会はホームページから申込み。オーラルフレイル予防講演会は当日受付にしている。

司会) 出前講座は希望した事業所等にも対応可能か。

事務局) 今年度は那覇家庭裁判所から希望があり実施した。昨年度は設計事務所で実施した。事業所や企業等からの出前講座の要望があれば対応する。

司会) 産業医委員会があるので、そこでも出前講座の周知をしたい。

(2) 令和 7 年度口腔保健推進事業計画(案)について

委員) 那覇市には 151 自治会があり、掲示板もあるのでポスターを作成して掲示したほうが良い。

事務局) ぜひ各自治会の掲示板を活用したい。

司会) 小さいお子さんでロウソクを消せないということがあるということを始めで聞いた。歯科医師会の中でも話が出ているか。

委員) コロナ禍からこの問題がクローズアップされている。

要因はいくつかあるが、マスク生活になって鼻呼吸が苦しいため口呼吸になって、そしてお口ポカンの状態になっているのではないか。

司会) マスク社会からそのような傾向になっていることを理解した。

先ほど、説明あったように最近ガムを噛む子はあんまりいない。確かにグミが多い。咀嚼機能や口腔の筋肉の使い方が衰えていると思われる。

委員) ロッテとの連携協定を締結した。咀嚼チェックガムがあり、どれくらいしっかり噛めているのかが色でわかる。活用したい。市内の 1 こども園で、キシリトールラムネを活用してむし歯予防に繋げる試みが行われている。

司会) ラムネはどのようなものか。

委員) 誤嚥とかを気にされている保護者が多いので、唾液に溶けるラムネが幼児期に適しているのでラムネを提供している。

委員) 認知症予防のガムもあると聞いたが、どのようなものか。

事務局) ガムを噛むといわゆる咀嚼という運動が前頭葉の海馬の血流量が増加していると研究発表あり、海馬は記憶を司る器官、よく噛む人ほど海馬が活性化しているということがわかってきた。よく噛むと、認知症の予防になること、歯がたくさん残っている人ほど認知症になりにくいということもわかっていて。歯がたくさん残っていると、しっかりと噛めることに繋がる。成人向けの噛むトレーニングガムがある。それからウォーキングしながらガムを噛むことで色々なアイデアが浮かぶという話も伺ったことがあるので、噛むことが非常に脳に刺激になっていることが最近の研究でわかってきている。

委員) フィンランドではむし歯が少ないといわれている。歯みがき剤を使った後は、口をゆすがないと聞いた。私は何回もゆすぐこともあって、口の中がすっきりするぐらいゆすいでいる。これが本当なのか、ぜひ伺いたい。

委員) その通りで、皆さん歯みがき剤使っていると思う。その中には薬効成分が入っている。フッ化物配合の歯みがき剤は 15 分から 20 分口の中に停滞させておくことが望ましいとされ、北欧ではほとんど口をゆすがない。吐き出す程度。少量の水でゆすぐことを提唱している。しっかりみがけている人は歯みがき剤を使わない人もいる。

事務局) 委員がおっしゃった通りで、もともと北欧は、歯磨きをするときにゆすがないことが当たり前になっており、それが習慣づいている。

ただ日本人の場合は、思いっきりゆすがないとすっきりしない。気持ち悪いということが、国民性なので、歯みがき剤を使わないでしっかりみがくことで、歯垢は取れるのでみがいた後に、歯みがき剤を歯ブラシにつけて、表面にワックスがけをするような感じで、全体に歯みがき剤を行き渡らして、そのまま終わるという方法が一番日本人に合っていると考えます。

委員) 昔はコルゲート等の歯みがき剤にフッ素が多く含まれていたと思うが、今含有量が少なくなっている。フッ素が駄目なのか。体に害があるのか。

委員) 確かに昔は歯みがき剤の中に 2000ppm 含まれていた。現在は、その半分の 900ppm 配合されている。フッ素に関しては、これまで議論されてきた。フッ素による健康被害は報告されていない。

事務局) これまでの歯みがき剤のフッ素は 900ppm 配合だったが、最近では最大 1500ppm 配合されている。また、市販の歯みがき剤の役 9 割にフッ素が配合されている。それを上手に使うことと、仕上げみがきすることによって、こどものむし歯は減ると考えている。家庭で仕上げ磨きができない児童生徒への対応としては、小学校、中学校において集団で週 1 回のフッ化物洗口を実施している学校へ支援を行っている。

委員) 現場の状況。若狭小学校で、今年一年生を対象にフッ化物洗口を実施していて、毎週 1 回、金曜日に 32 名のクラスで 29 名の保護者が理解し、実

施ができています。3名の保護者は、心配や理解が十分ではないかと思う。その子たちは水でのうがいをしている。29名の児童は1年間やって、気分不良やトラブル等は1件もない。1年生でも可能で、フッ化物洗口の効果が期待できる。

事務局) 先ほど委員から報告があったキシリトールラムネをロッテから1年間無償で提供を受けている。神原こども園で4歳5歳児に、ディスペンサーを使って、ガチャガチャみたいに回すと、ラムネが出てくる仕組みで、半分遊び心と、キシリトールを摂取することに取り組んでいる。むし歯の原因菌ミュータンス菌が糖分を摂取すると排泄物を出す。それには酸が含まれていてこの酸が歯の表面を溶かして、むし歯になる仕組み。キシリトールをむし歯原因菌が取り込むと歯についているネバネバ歯垢がサラサラ歯垢になり、その歯の表面に付着しにくくなることと、このむし歯原因菌が出す酸を産生する働きを抑えてくれる効果がある。北欧では、歯をみがいた後キシリトールのラムネかガムを摂取して眠る習慣がある。キシリトールにむし歯予防効果があるので、希望することも園を今後増やしていきたい。

委員長) このキシリトールラムネを使ったむし歯予防効果は、どのぐらいで表れるものか。

事務局) リサーチ不足で、即答はできないがロッテに確認する。

5.意見交換

委員) 昨今、高齢者の口腔機能低下と、こどもの口腔機能発達不全が増加している。こどもと老人だけにスポットを当てているので、目立っている。成人も多少なりとも機能低下が推測される。食育、噛むということに関して、もっと推進していく。よく噛むことによって、病気になりにくい。また認知症予防にも繋がる。フッ素やキシリトールはあくまでもきっかけであって、答えではない。生涯ずっと口腔機能を低下させず、食事が摂れて会話もできることがみんなが望んでいる健康だと思うので、歯科医師会も携わっていきたいと考えている。保健所の協力もお願いしたい。

委員) 私は歯みがきの時、うがいしていない。うがいで流すと駄目だと聞いたので、それまでは5~6回うがいしていたがとりあえず1回に減らし、慣れてきたので去年からうがいなしでやっている。今では全然気にならないので、多分習慣の問題かと思う。

司会) 私はすっかりするほどゆすいでいた。

委員) 歯みがき剤がミント味になっているので、時間が短くても歯みがきした気分になる。

逆に、歯みがき剤をつけないと丁寧にみがくので、歯みがき剤なしでみがいて、最後歯みがき剤をつけて終わる方法が良いかと思う。

司会) 最後の仕上げに液体状のマウスウォッシュを使うというのはどうか。

委員) むし歯予防だけではなく、歯周病予防にも効能が期待できるマウスウォッシュが最近販売されている。

事務局) 液体歯みがきの中にもフッ素入りがあるので、もしフッ素の効果を求めるのであれば歯みがき剤でなくて液体歯みがきも活用できるかと思う。

委員) 運動の観点からいうと、利き腕があるように噛み方にも習慣があって、それが歯に対して関係したりするか。

事務局) 東京歯科大学にスポーツ歯学研究室があり、その研究室では噛み合わせと重心のブレ等の研究をしている。噛み合わせがしっかりしている人ほど、転倒のリスクが下がる。噛み合わせが良い人は転びにくい、歯がたくさんある人は転びにくいというデータがある。噛み合わせのバランスと重心のブレの関連もある。千葉ロッテの選手にガムを噛んでもらいながら、投球やバッティングしてデータを取り、スポーツパフォーマンスとの関係を研究している。

委員) やっぱり噛むことは、食事に関係していて、どうしても栄養のことが中心になってしまっていたので、プラス「噛む」を意識していろんなシーンで活用したい。

6.事務連絡

7.閉会

令和6年度 口腔保健推進事業 実施要領

令和6年4月3日 健康増進課長決裁

1 事業の目的

歯や口腔は、食べ物の摂取や咀嚼、会話など生命の維持や日常生活や身体活動、社会活動にも大きく関わる重要な器官である。

食事を十分に咀嚼し、おいしく食べるためには、自分の歯が最低20本必要であると研究報告があることから、歯を失う主な原因である「むし歯」と「歯周病」の予防が重要である。

また、口腔機能の低下により心身機能の低下につながり、フレイルや誤嚥性肺炎等の発症にも大きく関わっていることから、乳児期の食べる機能の発達から高齢期の口腔機能の維持向上まで継続した取り組みが必要である。

そこで、本事業は本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律（歯科口腔保健法）第15条に規定される口腔保健支援センターを運営し、市民の口腔の健康の保持増進を図るため全ライフステージに対して、むし歯予防や歯周病予防、歯の喪失防止を図り歯科疾患の予防と、食育の推進等を行い口腔機能の維持向上に関して取組むことを目的とする。

2 事業内容

（1）口腔保健支援センター運営事業

- ア 口腔保健支援センター（以下「センター」という。）の運営に関すること
- イ 関係機関・団体との連携に関すること
- ウ 地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者により構成される協議会の設置、開催に関すること
- エ 本市健康増進計画「健康なは21（第2次）」の歯・口腔の健康に定める目標達成のために取組を行うこと
- オ その他、事業に必要な事項

（2）歯科疾患予防事業

- ア むし歯予防に関すること
- イ 歯周病予防に関すること
- ウ スポーツ等のケガによる歯の喪失防止に関すること
- エ その他、事業に必要な事項

（3）食育推進等口腔機能維持向上事業

- ア 乳児の「食べる」機能の発達に関すること
- イ 高齢者の口腔機能の維持向上に関すること
- ウ その他、事業に必要な事項

那覇市口腔保健支援センター設置要綱

令和4年3月28日健康部長決裁

(設置)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第15条に基づき、市民の歯科口腔保健を推進するため那覇市口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(設置場所)

第2条 支援センターは、健康増進課内に設置する。

(業務内容)

第3条 支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 歯科疾患の予防のための施策の推進
- (2) 歯科口腔保健に関する知識等の普及、啓発及び情報提供
- (3) 歯科健診を定期的に受診するための周知及び勧奨
- (4) 食育推進等口腔機能の維持向上のための施策の推進
- (5) 口腔保健に関する部署、関係機関・団体との連絡調整
- (6) 歯科口腔の健康づくりに関する調査及び研究の推進
- (7) 口腔保健の施策の推進に関する会議の開催
- (8) その他歯科口腔保健の推進のために必要な業務

(組織)

第4条 支援センターに、次に掲げる職員を配置する。

- (1) センター長
 - (2) 歯科医師
 - (3) 歯科衛生士その他の職員
- 2 センター長は、健康増進課長を持って充てる。
 - 3 歯科医師は、健康増進課歯科医師をもって充てる。
 - 4 歯科衛生士その他の職員は、健康増進課の職員をもって充てる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は、健康部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

第一百七十七回通常国会

菅内閣

歯科口腔保健の推進に関する法律をここに公布する。

歯科口腔保健の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、口腔^{くわう}の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による

方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

那覇市保健医療審議会規則

令和5年12月25日

規則第41号

那覇市保健所運営協議会規則(平成25年那覇市規則第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市保健医療審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 保健医療に関する事項(那覇市感染症診査協議会、那覇市予防接種健康被害調査委員会、那覇市保健センター建設委員会、那覇市母子保健推進協議会又は那覇市小児慢性特定疾病審査会が担任する事務に係るものを除く。)

(2) 保健所の運営に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の担任する特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 健康増進歯科口腔保健分科会 健康増進及び歯科口腔保健に関する事項

(2) 地域保健感染症分科会 地域保健に関する事項及び感染症に係る計画に関する事項

(3) 精神保健福祉分科会 精神保健福祉に関する事項

(4) 保健所運営分科会 保健所の運営に関する事項

2 分科会に属すべき委員及び臨時委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選により定める。

4 分科会長は、その分科会の会務を総理する。

5 分科会長に事故があるとき、又は欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会の会議)

第8条 第6条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

2 審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席等)

第9条 審議会又は分科会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康部保健総務課において総括し、及び処理する。ただし、分科会が調査審議する事項に係るものについては、当該事項を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市保健医療審議会 健康増進歯科口腔保健分科会 委員名簿

No	区分	氏名	所属	役職
1	分科会長	友利 博朗	一般社団法人那覇市医師会	会長
2	委員	新垣 均	地方独立行政法人那覇市立病院	副院長
3	委員	井上 博文	公益社団法人南部地区歯科医師会	会長
4	委員	長嶺 美佐子	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会	副会長
5	委員	照屋 謙二	那覇地区学校保健会	会長
6	委員	新垣 清乃	全国健康保険協会沖縄県支部 企画総務部	企画総務部長
7	委員	田島 繁	那覇市自治会長会連合会	会長
8	委員	佐久川 政吉	公立学校法人沖縄県立看護大学	教授
9	委員	吉田 陽子	公益社団法人沖縄県栄養士会	理事
10	委員	赤嶺 剛	沖縄県中小企業家同友会	副代表理事
11	委員	長沼 利幸	日本健康運動指導士会沖縄県支部	理事
12	委員	伊野波 和子	沖縄県保健医療部健康長寿課	課長

生涯お口からおいしく食べるためには？

